

(每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十四發行)

縣報 第四百卅五號

明治卅八年五月十二日

和歌山縣

公文

○和歌山縣令第二十號

明治三十三年一月和歌山縣令第一號和歌山縣師範學校小學校教員講習科規則左之通り改正ス

明治三十八年五月十一日

和歌山縣知事

伯爵 清雄 家 教

和歌山縣小學校教員講習科規則

- 第一條 明治三十年十月勅令第三百四十六號師範教育令第九條ニ依リ和歌山縣師範學校ニ小學校教員講習科ヲ置ク
- 第二條 小學校教員講習科ハ小學校教員ヲ養成シ茲ニ小學校教育ノ改良ヲ圖ルチ目的トス
- 第三條 小學校教員講習科ヲ分チテ左ノ二種トス
  - 第一種 尋常小學校本科正教員タルニ必要ナル學科ヲ講習セシムルモノ
  - 第二種 現任小學校正教員ニ必要ナル學科ヲ講習セシムルモノ
- 第四條 生徒ハ必要アル場合ニ之ヲ募集シ其ノ種別人員及入學期日等ハ兼メ之ヲ告示ス
- 第五條 修業期間ハ第一種講習科ヲ一箇年トシ第二種講習科ハ隨時之ヲ定ム

縣報第四百卅五號

明治三十八年五月十二日

第三種郵便物認可

第六條 學科目及程度ハ第一種補習科ニアリテハ明治二十五年七月文部省令第十五號師範學校簡易科規程第二條及第五條ノ規定ニ準ス但時宜ニ依リ學科目ヲ増減シ又ハ程度ニ多少ノ變更ヲ加フルコトアルヘシ

第二種講習科ノ學科目ハ隨時之ヲ定ム

第七條 第一種講習科卒業ノ者ニハ左式ノ卒業證書ヲ第二種講習科修了ノ者ニハ其ノ學科ノ講習證書ヲ授與ス

卒業證書

何府縣華士族又ハ平民

氏 名

生年月日

年 月 日

右ハ本校ニ於テ第一種小學校教員講習科ノ課程ヲ卒業セリ仍テ之ヲ證書

和歌山縣師範學校校長位勲、氏名印

第八條 第一種講習科ニ入學スルコトヲ得ヘキ者ノ資格左ノ如シ

- 一 品行方正身體健全ナル者
- 二 本縣内ニ本籍ヲ有シ在學中家事ニ係業ナク且平時ニ於テ現役者ハ履修講習ノ爲メ召集セラル、コトナキ者
- 三 年齡滿十六年以上二十五歳未滿ニシテ尋常小學校准教員者ハ之ト同等以上ノ學力ヲ

有スル者

第九條 生徒募集ニ關シテハ第一種講習科入學者ハ明治三十年一月和歌山縣令第四號師範

學校生徒募集細則中第一條第四條及第六條ヲ除ク外其ノ他ノ各條ヲ準用シ第二種講習科

入學者ハ各郡市長ノ薦舉ニ依ルモノトス

第十條 入學試験ハ第一種講習科ニアリテハ明治三十一年和歌山縣令第四號師範學校生徒

募集細則第四條第一號ヲ準用ス

第十一條 教授時數ハ第一種講習科ハ每週三十四時、第二種講習科ハ師範學校長之ヲ定ム

第十二條 第一種講習科生徒ニハ在學中學費トシテ毎月(八月ヲ除ク)若干ノ手當金ヲ支給ス

手當金支給ニ關スル細則ハ師範學校長之ヲ定ム

第十三條 第一種講習科生徒ハ總テ公認寄宿舎ニ入ラシム

但學校長ノ承認ヲ受ケ自宅ヨリ通學セシムルコトアルヘシ

第十四條 休業日半途退學及肄科ニ關シテハ明治三十六年一月和歌山縣令第二號師範學校

規則第五條第八條第十二條ノ規定ヲ適用ス

第十五條 第一種講習科卒業生ハ卒業ノ日ヨリ二箇年間本縣内ニ於テ小學校教員ノ職ニ從

事スル義務ヲ有ス

市町村立小學校教員在職ノマ、入學シ俸給ヲ受ケタル者ハ其ノ市町村ノ小學校ニ就職ス

ル義務ヲ有ス

第十六條 正當ノ事故アリテ前條第一項ノ義務ヲ盡スニト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ具シ義

務ノ免除ヲ願出ツヘシ但本縣師範學校本科ニ入學ヲ許可セラレタル者ハ此ノ限ニアラス

前項ニ依テ義務ヲ免除スルトキハ在學中支給ノ學費總額ヲ服務年限ニテ折算シ末済ノ義

務年月ニ乗シタル金額ヲ一時ニ償還セシム

第十七條 放校ニ處セラレタル者正當ノ事故ナクシテ服務ノ義務ヲ盡サズル者及服務年限中

免職ニ處セラレ又ハ教員免許狀ヲ擱奪セラレタル者ニハ在學中支給シタル學費ノ全部ヲ

一時ニ償還セシム

附 則

第十八條 本則ハ明治三十三年一月和歌山縣令第一號和歌山縣師範學校小學校教員講習科

規則ニ依リ現ニ甲種講習科ニ在學スル者ニ關シテモ之ヲ適用ス

○和歌山縣告示第百十二號  
 明治三十八年四月本縣告示第八拾四號ニ依リ選舉ヲ行ヒタル和歌山商業會議所議員當選者  
 左ノ通確定シタリ

明治三十八年五月九日

和歌山縣知事 伯爵 清 棲 家 致

一補缺選舉ニ因ル當選者

小野 田 勝 次 郎

○町村長ノ異動

海草郡紀伊村長 菊井 仙右衛門

右五月七日認可

○觀 測

明治三十八年五月七日ヨリ三日間當地氣象概況

月 日	前 年		本 年	
	前	年	前	年
五 月 七 日	五 月	七 日	五 月	八 日
五 月 八 日	五 月	八 日	五 月	九 日
五 月 九 日	五 月	九 日	五 月	九 日

第四百卅四號 明治三十八年五月九日 第三種郵便物認可 三

平均氣壓	平均氣温	最高氣温	最低氣温	最多風向	平均風力	天 氣	雨 雪 量	記 事
七六二耗六	一四度〇	二二度〇	六度五	北東	二米七	晴	一	日晝現ル
七六一耗五	二〇度一	二二度五	一八度三	南	三米七	曇又雨	一五耗五	午前九時 雨ス
七六三耗六	一五度六	二二度二	九度八	西南西	二米七	晴	一	午前日曇 現ル
七六二耗〇	一九度二	二二度四	一六度七	北	二米〇	雨又曇	一三耗六	午前降雨 シ早晩曇 霽生ス
七六一耗九	一六度二	二二度五	八度七	西南西	三米二	晴	一	一
七五八耗五	一六度八	一八度〇	一四度五	北西	〇米九	雨	二〇耗三	早晚ヨリ 終日降雨 斷續ス 夕刻海上 風雨ノ警

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

縣報第四百卅五號

明治三十八年五月十二日 第三種郵便物認可

四終

牛海陸風  
雨ノ雪或  
チ解除ス

報列者

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十八年五月十二日

和歌山縣

和歌山縣

和歌山縣人  
山本 文 次郎  
大 塚 隆 吉  
山 本 文 次郎  
大 塚 隆 吉

○和歌山縣訓令甲第二十三號

郡 役 所  
市 役 所

害蟲驅除豫防方法、命令、監督其ノ他ノ事項左ノ通り心得ヘシ

明治三十八年五月十二日

和歌山縣知事 伯爵 清 藤 家 敬

第一項 苗代ノ整理

イ 一大字中適宜敷箇所ニ模範共同苗代ヲ設置セシムルコト

共同苗代ノ設置ヲ難シトスル地方ニアリテハ最寄集合同苗代ヲ設置セシメ漸次共同苗代設置ノ素地ヲ爲サシムルコト

第二項 害蟲驅除豫防ノ方法

該方法ハ害蟲驅除豫防法施行手續ニ示サレタル方法中地方適切ノモノヲ選ビ適宜施行スヘシト雖トモ可成一定ヲ期スル爲メ左ニ其ノ標準ヲ掲ク

一、苗 代  
眞 蟲

(イ) 捕 蛾

(ロ) 採 卵

(一) 作人自ラ從事スルハ勿論小學校兒童ヲシテ課程時間外ニ害蟲ノ捕採ヲ獎勵スルコト

(二) 生徒ノ捕採シタルモノヲ町村又ハ農會等ニテ買收スルトキハ其金員ハ各兒童所有ノ區別ヲ明カニシ學校ニ於テ貯蓄管理スルコト

(三) 捕採シタル蛾卵ハ總テ焼却スルコト

(ハ) 捕蛾、採卵ハ苗代期中六回以上相當區域ヲ劃シ一齊驅除ヲ施行スルコト

浮 塵 子  
捕蟲網驅除

(イ) 播種后二十五日ヲ經タル苗代ハ毎朝捕蟲網ヲ以テ拂ヒ捕ルコト

(ロ) 注油驅除

(一) 苗代期ニ於テ苗ノ幼弱ナルトキハ水ヲ多ク用ヒテ苗ヲ水面下ニ沒セシメ石油ヲ注キテ驅除ヲ行フコト

(二) 苗ノ生長シテ四五寸以上ニ達セン場合ニハ淺ク一寸位ニ水ヲ注キテ石油ヲ注キ捕蟲網ニテ葉先キヲ輕ク拂ヒツ、害蟲ヲ水面ニ落スカ柔カキ青笹ニテ苗ノ葉先キヲ幾回モ丁寧ニ拂ヒ驅除スルコト

(三) 石油量ハ一反歩ニ付一升五合乃至二升トシ苗ノ硬柔ニ應ジ加減スルコト

- (四) 捕獲シタル浮塵子ハ石油ヲ滴下シタル桶ニ投シテ殺滅スルコト
- (五) 本田へ移植前必ズ注油驅除ヲ行フコト
- (六) 本田へ移植后日ヲ期シ苗代ニ於テ仕舞驅除(殘存スル耳苗又ハ不  
用苗ニ對スル驅除)ヲ一齊ニ行フコト

椿象蟲

(イ) 捕殺

右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除兼防手續中ニ示シタル方法内ニ就キ施行スルコト  
二本 田

(イ) 枯種採リ

五日目毎ニ枯種ノ莖ヲ根元ヨリ切採リ蝨害ノ散亂セザル程度取盡メ焼却スルコト  
半白穂ハ鎌入前ニ於テ切採リ焼却スルコト但シ種ヲ振落スハ作人ノ隨意ナルヘシ  
株切り

害蟲發生多クシテ枯種ノ採取ノミニシテ尙懸念アルトキハ其ノ地方區域ヲ限リ之ヲ  
施行スルコト  
株掘リ

(ニ) 株掘リ

- (一) 三化螟蟲ノ發生甚ダシクシテ枯種採リヲ施行スルモ尙懸念アルトキハ區域ヲ限リ  
之ヲ施行スルコト
- (二) 掘取リタル株ハ焼却スルコト
- (三) 雨天續キノ爲メ株ノ焼却ヲ爲スナ得ザルトキハ深坑ヲ穿テ埋没シ株上一尺以上土  
ヲ蔽フコト
- (\*) 葉ノ處分
- (一) 白穂刈取リテ行ヒテ尙懸念アルトキハ葉ノ處分ヲ行フコト
- (二) 葉ハ春期三月下旬迄ニ堆積肥等トシテ處分スルコト
- (三) 使用ノ材料トシテ四月以后水ヲ保存スヘキ葉ハ甘蔗糞リニテ細ルカ糞糶ヲニテ打  
ツカ若クハ納屋等ニ密閉シテ蛾ノ飛散ヲ防クコト
- (四) 田圃ノ畦畔堤塘等ニ「ス、キ」等トナシテ貯藏スルモノハ三月下旬迄ニ取り除  
キ前號ノ處分ヲ爲スコト
- (イ) 浮塵子
- (イ) 注油驅除
- (一) 本田ニ於ケル注油驅除ハ發生甚ダシカラザル以前ニ注意シテ發生ノ懸念ニ應ジテ  
三回以上行フコト

(二) 石油ノ用量ハ一反歩ニ付一升五合乃至二升五合トシ稻稔ノ硬柔ニ應シテ加減スル  
コト

(三) 浮塵子ノ幼蟲ノ多キ時代ニ行フコト

(四) 注油驅除ハ午前ニ於テ浮塵子ノ不活潑ナル時ニ行フコト

捕殺 椿象 蟲

(イ) 幼稚ノ家鴨ヲ放チ喰食セシムルコト  
(ロ) 右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除豫防手續中ニ示シタル方法ノ内ニ就キ施行スルコト

第三項 命令 (本命令ハ市ヲ除ク)

町村ノ報告又ハ其ノ報告ヲ受ケサルモ概嫌其ノ他ノ害蟲ノ發生ヲ認メ又ハ發生ノ虞アル  
ヲ知リ驅除豫防施行ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ地方區域、期限、及驅除豫防ノ方法  
ヲ指定シ驅除豫防ノ命令ヲ發スルコト

第四項 監督

郡市役所  
一 郡市長ハ其ノ部内ヲ數區ニ劃シ郡市書記以下ヲシテ驅除豫防監督ノ事務ヲ分担セシ  
ムルコト

二 郡市長ハ必要ト認メタルトキハ臨機出張親シク驅除豫防ノ監督ヲ爲スコト

三 郡長ハ苗代時期前ニ於テ又ハ適當ノ時期ニ於テ町村長及町村委員ヲ適宜ノ場所ニ召  
集シ害蟲驅除豫防ノ方法及監督順序ヲ説示スルコト此場合ニ於テハ可成其ノ地方關  
係ノ警察署長又ハ分署長ノ臨席ヲ求ムルコト

四 郡長ニ於テ驅除豫防ノ命令ヲ發シタルトキハ必ス担当郡書記ヲ担当區ニ派遣シ其ノ  
命令ヲキトキト雖モ可成巡視セシムルコト

五 郡長ハ各町村市長ハ市内ニ於テ(大字又ハ部落)其區域毎ニ害蟲驅除豫防委員ヲ設ケ  
シムルコト但シ從來町村ニ於テ設置シタル驅除豫防委員ノ設置區域及人員ニシテ適  
當ナルトキハ特ニ設クルノ必要ナシ

六 町村長ヲシテ驅除豫防委員ト共ニ苗代時期前又ハ適當ノ時期ニ於テ其ノ町村内地主  
及作人ヲ召集シ驅除豫防ニ關スル主旨及方法ヲ親シク説示セシムルコト此ノ場合ニ  
於テハ其ノ町村駐在巡査ノ臨席ヲ求メシムルコト

七 但シ市長ハ本文ニ準シ市内地主及作人ヲ召集シ説示シスルコト  
郡長ハ町村委員、市長ハ市委員ヲシテ苗代ニアリテハ少ナクモ二日目毎ニ本田ニア  
リテハ五日目毎ニ受持區域内ヲ巡視シ害蟲、卵、枯穂等アルヲ認メタルトキハ作人ヲ  
シテ直ニ捕獲又ハ採取セシムルコト

八 捕獲、採取シタル害蟲其ノ他ノ物件ハ市町村委員ニ差シ出サシメ市町村委員ヲシテ  
其ノ員數ヲ調査記帳シタル上燒却セシムルコト

九 買收方法ヲ定メタル地方ニアリテハ其ノ方法順序ヲ經テ燒却セシムルコト  
 十 害蟲驅除豫防監督ニ關シ警察署長又ハ全分署長ニ協議シ常ニ之ヲ補助ヲ求ムルコト  
 第五項 臺帳及報告

- 一、郡
- (イ) 郡長ニ於テ發シタル害蟲驅除豫防ニ關スル郡令又ハ告示其ノ他重要ナル事項ハ時々知事ニ報告スルコト但シ要急ト認メタルモノハ先ツ電報シ詳細書面ヲ以テ報告スルコト
  - (ロ) 前號ノ報告中令書其ノ他謄本ノ初葉欄外ハ害蟲驅除豫防ニ關スル報告ト朱記シ末尾ニハ郡長之ニ認印シタル儘ニテ進達シ其ノ他普通報告ハ初葉欄外ニ害蟲驅除ニ關スル報告ト朱記スルノ外尙郡長署名等ハ通常ノ通りタルヘシ
  - (ハ) 町村長ヨリ差出シタル害蟲驅除豫防實況及ヒ功程ヲ取纏メ(其ノ數量ニ係ルモノハ町村計ヲ列記シタル報告書ヲ製シ)毎月二回(十日)知事ニ差出スコト
  - (ニ) 毎年十一月(株切、株掘ヲ爲シタルトキハ該表ニ限リ十二月中)更ニ事件毎ニ全期ヲ通シ統計シ報告スルコト
  - 二、市、町、村
- (イ) 第一號、第二號、第五號様式ニ依リ臺帳ヲ製シ第三號、第四號、第六號様式ニ依リ害蟲驅除豫防ノ實況及ヒ功程ヲ報告セシムルコト

(ロ) 第二期蠶蟲驅除ニ關スル臺帳及ヒ報告様式ハ畧スルモ前表ニ準スルモノトス  
 第一號様式

捕蛾、採卵調簿

市町村害蟲驅除豫防委員

氏名

檢關印	施行月日	捕蛾			採卵			苗代反別	從事人員	作人氏名	
		二化	三化	計	二化	三化	計				
	何月何日	四〇	五〇	九〇	一〇	七二	一四三	二一	何畝歩	何人	何ノ誰
計											

一人別ニ調製シ置キテ驅除施行毎ニ記入スルモ妨ケナシ



第二號様式

豫察燈殺蛾調簿

市町村害蟲驅除豫防委員

氏名

計	檢閱印		大火場所	大火 何々 字何々	点火 何々 月何日	天候 (晴又ハ雨)	燈數	殺蛾數			備考 作人氏名	
	大字各	点火月日						二化	三化	計		
								五〇	七〇	一二〇		

第三號様式

捕蛾採卵報告

町村(郡)

計	施行月日	大字名	苗代箇數	苗代反別	二化性		三化性		驅除人員
					蛾卵計	蛾卵計	蛾卵計	蛾卵計	

那長宛  
(知事宛)

町村長印  
(郡長印)

右報告候也  
年 月 日

第四號様式

豫察燈殺蛾報告

町 村 (郡)

大字名	燈 數	何月何日晴		何月何日晴		何月何日雨		何月何日曇		何月何日晴		計
		二	三	二	三	二	三	二	三	二	三	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	
		化	計	化	計	化	計	化	計	化	計	

計

右報告候也  
年 月 日

郡 長 宛  
(知 事 宛)

町 村 長 印  
(郡 長 印)

備考 本表ハ每五日分六日目ニ報告スルモノトス

第五號様式

枯穂莖採調簿

市町村害蟲驅除豫防委員 氏 名

何 ノ 誰 (一家ノ主戸  
姓名ヲ記ス)

計	檢閲印	施行月日	作付反別	枯穂莖採取數	従事人員	摘	要

備考

本簿ハ當初ノ驅除ヨリ最終ノ驅除ニ至ルマテ一人別ニ其ノ成績ヲ明瞭ナラシムル爲メ様式ノ如ク調製スルヲ要ス  
但シ一人ニ付紙半枚宛ニテ差支ナシ  
摘要欄ニハ降雨ノ爲メ施行ヲ延シタル場合ノ如キ其ノ他必要ト認ムル事項アリタルトキ記入スヘシ

第六號様式

自明治何年何月何日  
至明何年何月何日  
枯穂室探報告

大字名  
大字ナキ町村  
ハ本調ヲ省ク

作付反別

枯穂室探取數

驅除延人員

計

右報告候也

年 月 日

郡 長 宛  
(知 事 宛)

町 村 長 印  
(郡 長 印)

○和歌山縣訓令甲第二十三號

郡 役 所  
市 役 所

害虫驅除豫防方法、命令、監督其ノ他ノ事項左ノ通り心得ヘシ  
明治三十八年五月十二日 和歌山縣知事 伯爵 清 藤 家 敬

第一項 苗代ノ整理

(イ) 一 大字中適宜敷箇所ニ模範共同苗代ヲ設置セシムルコト

(ロ) 共同苗代ノ設置ヲ難シトスル地方ニアリテハ最寄集合苗代ヲ設置セシメ漸次共同苗代設置ノ素地ヲ爲サシムルコト

(ハ) 苗代ニハ作人ノ住所氏名ヲ木札、杭、刺竹ノ類ニ記載シ苗代毎ニ建設セシムルコト

第二項 害虫驅除豫防ノ方法  
該方法ハ害虫驅除豫防法施行手續ニ示サレタル方法中地方適切ノモノヲ選ヒ適宜施行スヘシト雖トモ可成一定時期スル爲メ左ニ其ノ標準ヲ掲グ

一、苗 代  
螟 蟲

(イ) 捕 蛾  
(ロ) 採 卵

(一) 作人自ラ從事スルハ勿論小學校兒童ヲシテ課程時間外ニ害虫ノ捕採ヲ奨励スルコト

(二) 生徒ノ捕採シタルモノヲ町村又ハ農會等ニテ買收スルトキハ其金員ハ各兒童所有ノ區別ヲ明カニシ學校ニ於テ貯蓄管理スルコト

(三) 捕採シタル蛾卵ハ總テ焼却スルコト

(ハ) 捕蛾、採卵ハ苗代期中六回以上相當區域ヲ劃シ一齊驅除ヲ施行スルコト  
浮 塵 子

(イ) 捕蟲網驅除  
播種后二十五日ヲ經タル苗代ハ毎朝捕蟲網ヲ以テ拂ヒ捕ルコト

(ロ) 注油驅除

(一) 苗代期ニ於テ苗ノ幼弱ナルトキハ水ヲ多ク用ヒテ苗ヲ水面下ニ没セシメ石油ヲ注キテ驅除ヲ行フコト

(二) 苗ノ生長シテ四五寸以上ニ達セン場合ニハ淺ク一寸位ニ水ヲ注キテ石油ヲ注キ捕蟲網ニテ葉先キヲ輕ク拂ヒツ、害虫ヲ水面ニ落スカ柔カキ青笹ニテ苗ノ葉先キヲ幾回モ丁寧ニ拂ヒ驅除スルコト

(三) 石油量ハ一反歩ニ付一升五合乃至二升トシ苗ノ硬柔ニ應シ加減スルコト

- (四) 捕獲シタル浮塵子ハ石油ヲ滴下シタル桶ニ投シテ殺滅スルコト
- (五) 本田へ移植前必ス注油驅除ヲ行フコト
- (六) 本田へ移植后日ヲ期シ苗代ニ於テ仕舞驅除(殘存スル耳苗又ハ不  
用苗ニ對スル驅除)ヲ一齊ニ行フコト

椿象蟲

(イ) 捕殺 右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除豫防手續中ニ示シタル方法内ニ就キ施行スルコト

二本 田

虱 蟲

(イ) 枯穂採リ 五日目毎ニ枯穂ノ莖ヲ根元ヨリ切採リ蝨害ノ散亂セサル様取纏メ焼却スルコト

(ロ) 半白穂ハ鎌入前ニ於テ切採リ焼却スルコト但シ親ヲ振落スハ作人ノ隨意ナルヘシ

(ハ) 株切り 害蟲發生多クシテ枯穂ノ採取ノミニシテ尙懸念アルトキハ其ノ地方區域ヲ限リ之ヲ

(ニ) 施行スルコト 株掘リ

- (一) 三化螟蟲ノ發生甚クシクシテ枯穂採リヲ施行スルモ尙懸念アルトキハ區域ヲ限リ之ヲ施行スルコト
- (二) 掘取リタル株ハ焼却スルコト
- (三) 雨天續キノ爲メ株ノ焼却ヲ爲スヲ得サルトキハ深坑ヲ穿テ埋没シ株上一尺以上土ヲ蔽フコト

(\*) 藁ノ處分

(一) 白穂刈取リヲ行ヒテ尙懸念アルトキハ藁ノ處分ヲ行フコト

(二) 藁ハ春期三月下旬迄ニ堆積肥等トシテ處分スルコト

(三) 使用ノ材料トシテ四月以后永ク保存スヘキ藁ハ甘蔗糞リニテ纏ルカ糞糞チニテ打ツカ若クハ納屋等ニ密閉シテ蛾ノ飛散ヲ防クコト

(四) 田圃ノ畦畔堤塘等ニ「ス、ヤ」等トナシテ藁ヲ貯藏スルモノハ三月下旬迄ニ取り除キ前號ノ處分ヲ爲スコト

(イ) 注油驅除

(一) 本田ニ於ケル注油驅除ハ發生甚クシカヲキル以前ニ注意シテ發生ノ程度ニ應シテ三回以上行フコト

- (二) 石油ノ用量ハ一反歩ニ付一升五合乃至二升五合トシ稻稔ノ硬柔ニ應シテ加減スルコト
- (三) 浮塵子ノ幼蟲ノ多キ時代ニ行フコト
- (四) 注油驅除ハ午前ニ於テ浮塵子ノ不活潑ナル時ニ行フコト

(イ) 捕殺

(ロ) 幼稚ノ家鴨ヲ放チ啄食セシムルコト  
右以外ノ害蟲ハ害蟲驅除豫防手續中ニ示シタル方法ノ内ニ就キ施行スルコト

第三項 命令 (本命令ハ市ヲ除ク)

町村ノ報告又ハ其ノ報告ヲ受ケサルモ輒蟻其ノ他ノ害蟲ノ發生ヲ認メ又ハ發生ノ虞アルヲ知リ驅除豫防施行ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ地方區域、期限、及驅除豫防ノ方法ヲ指定シ驅除豫防ノ命令ヲ發スルコト

第四項 監督

- 一 郡市長ハ其ノ部内ヲ數區ニ劃シ郡市書記以下ナシテ驅除豫防監督ノ事務ヲ分担セシムルコト

- 二 郡市長ハ必要ト認メタルトキハ臨機出張親シク驅除豫防ノ監督ヲ爲スコト
- 三 郡長ハ苗代時期前ニ於テ又ハ適當ノ時期ニ於テ町村長及町村委員ヲ適宜ノ場所ニ召集シ害蟲驅除豫防ノ方法及監督順序ヲ説示スルコト此場合ニ於テハ可成其ノ地方關係ノ警察署長又ハ分署長ノ臨席ヲ求ムルコト
- 四 郡長ニ於テ驅除豫防ノ命令ヲ發シタルトキハ必ス担当郡書記ヲ担当區ニ派遣シ其ノ命令ナキトキハ特ニ可成監視セシムルコト
- 五 郡長ハ各町村市長ハ市内ニ於テ(大字又ハ部落)其區域毎ニ害蟲驅除豫防委員ヲ設ケシムルコト但シ從來町村ニ於テ設置シタル驅除豫防委員ノ設置區域及人員ニシテ適當ナルトキハ特ニ設ケルノ必要ナシ
- 六 町村長ヲシテ驅除豫防委員ト共ニ苗代時期前又ハ適當ノ時期ニ於テ其ノ町村内地主及作人ヲ召集シ驅除豫防ニ關スル主旨及方法ヲ親シク説示セシムルコト此ノ場合ニ於テハ其ノ町村駐在巡査ノ臨席ヲ求メシムルコト
- 七 郡市長ハ本文ニ準シ市内地主及作人ヲ召集シ説示シスルコト  
郡長ハ町村委員、市長ハ市委員ヲシテ苗代ニアリテハ少ナクモ二日目毎ニ本田ニアリテハ五日目毎ニ受持區域内ヲ巡視シ害蟲、卵、枯穗等アルヲ驅メタルトキハ作人ヲシテ直ニ捕獲又ハ採取セシムルコト
- 八 捕獲、採取シタル害蟲其ノ他ノ物件ハ市町村委員ニ送リ出サシメ市町村委員ヲシテ其ノ員數ヲ調査記帳シタル上燒却セシムルコト

九 買收方法ヲ定メタル地方ニアリテハ其ノ方法順序ヲ經テ燒却セシムルコト  
 十 害蟲驅除豫防監督ニ關シ警察署長又ハ全分署長ニ協議シ常ニ之カ補助ヲ求ムルコト  
 第五項 臺帳及報告

- 一、郡
- (イ) 郡長ニ於テ發シタル害蟲驅除豫防ニ關スル郡令又ハ告示其ノ他重要ナル事項ハ時々知事ニ報告スルコト但シ要急ト認メタルモノハ先ツ電報シ詳細書面ヲ以テ報告スルコト
  - (ロ) 前號ノ報告中令書其ノ他原本ノ初葉欄外ニ害蟲驅除豫防ニ關スル報告ト朱記シ末尾ニハ郡長之ニ認印シタル儘ニテ傳達シ其ノ他普通報告ハ初葉欄外ニ害蟲驅除ニ關スル報告ト朱記スルノ外向郡長署名等ハ通常ノ通りタルヘシ
  - (ハ) 町村長ヨリ差出シタル害蟲驅除豫防實況及ヒ功程ヲ取纏メ(其ノ數量ニ係ルモノハ町村計ヲ列記シタル報告書ヲ製シ)毎月二回(十日)知事ニ差出スコト
  - (ニ) 毎年十一月(株切、株掘ヲ爲シタルトキハ該表ニ限リ十二月中)更ニ事件毎ニ全期ヲ通シ統計シ報告スルコト
  - (イ) 二、市、町、村
- 第一號、第二號、第五號様式ニ依リ臺帳ヲ製シ第三號、第四號、第六號様式ニ依リ害蟲驅除豫防ノ實況及ヒ功程ヲ報告セシムルコト

(ロ) 第二期蠶蟲驅除ニ關スル臺帳及ヒ報告様式ハ畧スルモ前表ニ準スルモノトス  
 第一號様式

捕蛾、採卵調簿

市町村害蟲驅除豫防委員

氏名

檢閲印	施行月日	捕蛾		採卵		苗代反別	従事人員	作人氏名
		二化	三化	二化	三化			
	何月何日	四〇	五〇	九〇	一〇七	二四	三三	二一
計								
	何畝歩	何	人	何	何	何	何	何

一人別ニ調製シ置キテ驅除施行毎ニ記入スルモ妨ケナシ







第六號様式

自明治何年何月何日  
至明治何年何月何日

枯穂室探報告

大字名 (大字ナキ町村)  
(ハ本欄ナ省ク)

作付 反別

枯穂室採取數

驅除延人員

計

右報告候也

年 月 日

郡 長 處  
(印 事 處)

町 村 長 印  
(印 長 印)